

1 法令の要旨等の周知とは

労働者災害補償保険法施行規則第49条第1項において、事業主が労働者に対して下記事項を周知することを義務づけています。

○周知事項：

- ・ 労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨（※）
- ・ 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号

（※）厚生労働省作成の労災保険に関するリーフレットもご活用ください。

リーフレットのリンクは[こちら](#)



2 周知の方法について

従来の書面掲示等の方法（※）に加え、電磁的方法による周知も可能になります。

○電磁的方法の具体例：

- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- ・ 労働者へ周知事項を記載した電子メールを送信する方法

（※）書面掲示等の方法：常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法



電磁的方法が困難な場合は、引き続き従来の書面掲示等の方法による周知が必要です！

